

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市が管理する横断歩道橋に企業等の名称(以下「通称名」という。)を命名する権利を、事業の目的に賛同する企業等(以下「パートナー」という。)に売却する事業(以下「ネーミングライツ事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ネーミングライツ事業は、歩道橋に通称名を命名する権利をパートナーに売却し、その収入を道路の維持管理費用に充当して、市民にとって安心して快適な街づくりに資するとともに、パートナーによる地域活動・社会貢献の場を提供することを目的とする。

(ネーミングライツ事業の範囲)

第3条 ネーミングライツ事業の対象は、市が管理する歩道橋のうち別に定める歩道橋の通称名の命名権とする。

(パートナーの範囲及び通称名)

第4条 パートナー及び歩道橋の通称名については、以下の条件を満たすものとする。

(1) パートナーの業種及び歩道橋の通称名が豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成18年11月1日決裁)第3条の規定に反していないこと。

(2) 歩道橋の通称名が施設名称としてふさわしく、利用者に混乱を生じさせないものであること。

(募集方法)

第5条 ネーミングライツ事業のパートナーの募集方法は、別に定める募集要領により、原則として公募によって行うものとする。

(契約期間)

第6条 命名権を付与する期間は、3年以上とする。ただし、市及びパートナー双方の合意により更新することを妨げない。

(契約金額)

第7条 契約金額は、募集要領によりその都度定めるものとする。

(選定方法)

第8条 市長は、第5条の規定による申込みがあったときはネーミングライツ審査委員会(以下「審査会」という。)において、パートナーの業種、歩道橋の通称名及び契約金額等の要素を判断して選定を行うものとする。

(契約金の不還付)

第9条 納入した契約金は還付しない。ただし、やむを得ない事情のある場合に限り、契約の解除に伴い契約期間の残存に応じ一部を還付することができる。

(契約の解除)

第10条 豊明市とパートナーは、やむを得ない事情により契約内容の履行が不可能と判断されるときは、契約を解除することができる。

(審査会)

第11条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は経済建設部長をもって充て、副委員長は土木課長とする。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第13条 委員長は必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、経済建設部土木課において行う。

(決定及び通知)

第15条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された通称名の採用の可否及び命名権者を決定するものとする。

2 市長は、第5条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、パートナーに通知しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第11条関係)

経済建設部長

産業支援課長

土木課長

都市計画課長

環境課長